平成２３年（フ）第２８１号
岐阜県羽島市江吉良町311番地　オクシンシティーハイツ201号室
債務者　奥田　　洋
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８２号
岐阜県羽島市江吉良町311番地　オクシンシティーハイツ201号室
債務者　奥田　和子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８３号
岐阜県羽島市江吉良町311番地　オクシンシティーハイツ203号室
債務者　奥田しげ子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
岐阜市薮田中１丁目９番５号　薮田中荘１―３号
債務者　小寺　國文
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３８号
岐阜市沖ノ橋町３―26―１　マンションみたに210号、住民票上の住所岐阜市切通７丁目12番11号
債務者　手嶋　丈雄
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５０号
岐阜市北一色３丁目７番23―406号　ロイヤルマンション北一色
債務者　亀山　智直
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８３号
岐阜県羽島郡笠松町朝日町13番地
債務者　奥村　**敬**悟
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８４号
岐阜県羽島市福寿町平方213番地１　サンビレッジウィズＦ102号室
債務者　工藤美保子（旧姓神原）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９７５号
名古屋市中村区二瀬町46番地　リヴェースふたせ102号
債務者　早川美津子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４５号
愛知県春日井市大留町５丁目２番地３　プラッサムコート大留105号
債務者　奥原　恭彦
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８６１号
愛知県大府市東新町６丁目454番地　グリーンヒル東新Ｈ棟302号
債務者　重井　郁代
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００８号
名古屋市中村区西栄町49番地　松浦ビル101号
債務者　清水　秋雄
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８号
滋賀県彦根市南川瀬町1544番地１　コーポ藤村２棟３号、前住所滋賀県草津市馬場町353番地
債務者　ヤマダ　マルセーロ　トマツ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８５号
滋賀県東近江市建部堺町１番地　コテージＫ２　102号、住民票上の住所滋賀県湖南市岩根546番地23
債務者　上村　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１２号
滋賀県近江八幡市堀上町365番地１　204号、前住所高知市鏡今井634番地
債務者　金岡　保秀
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１５７号
兵庫県加古川市別府町西町52番地の２、申立時の住所兵庫県加古郡稲美町国岡1400番地の５
債務者　柳澤　栄一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６８号
広島市東区戸坂出江２丁目７番16―201号
債務者　中井　良一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部